

令和5年度 困難な問題を抱える女性への支援の在り方等に関する 調査研究事業公募要領

女性の抱える問題が多様化、複雑化している中、支援を必要とする女性が抱えている問題やその背景、心身の状況等に応じた適切な支援を包括的に提供し、女性が安心かつ自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的として、令和4年5月19日に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（令和4年法律第52号）（以下「法律」という。）が成立した。

本事業では、法律及び「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」（令和5年3月29日厚生労働省告示第111号）等を踏まえ、困難な問題を抱える女性への支援体制の構築に際して、地域格差が生じることがなく、人権の擁護、性暴力や性的虐待、性的搾取等の性的な被害からの心身の健康の回復、生活再建等に必要となる支援体制の強化や地域福祉との連携の強化を図るため、現状の支援体制等の実態を調査・分析し、課題及びその対策を検討する。

併せて、困難な問題を抱える女性の支援に従事する者に必要となる専門的知識及び資質等について検討し、職員の育成を図るための具体的な内容、方法、留意点等を記載した研修カリキュラム等について策定することを目的とする。

このため、「2」で定める対象業務の実施に要する経費の助成を行うこととしているので、以下の事項に留意の上、応募されたい。

1 実施主体（応募主体）

応募条件は、次の条件を全て満たす団体とする。

(1) 法人格を有すること。

※ 複数の法人が共同して事業を行う場合については、いずれかを代表法人とし、当該法人が応募すること。（連名による応募は認めない。）

(2) 本事業を的確に遂行するに足る組織、人員等を有していること。

(3) 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力、及び精算を適正に行う経理体制を有していること。

(4) 厚生労働省から補助金交付等停止を受けている期間中ではないこと。

2 対象業務

令和5年度 困難な問題を抱える女性への支援の在り方等に関する調査研究事業実施要綱（案）によるものとする。

3 補助基準額等

(1) 補助基準額

21,692千円を上限とする。

(2) 補助率

定額（対象経費の10／10相当）

(3) 事業実施期間

採択日～令和6年3月31日とする。

(4) 補助対象経費

困難な問題を抱える女性への支援の在り方等に関する調査研究事業を行うために必要な報酬、報償費、旅費、需用費（印刷製本費、デザイン制作費、消耗品費、会議費）、役務費（広告料、通信運搬費）、委託料及び使用料等

4 事業者の決定方法について

提出書類については、別に設ける令和5年度困難な問題を抱える女性への支援の在り方等に関する調査研究事業評価検討委員会（以下「検討委員会」という。）において、別添の令和5年度困難な問題を抱える女性への支援の在り方等に関する調査研究事業に係る事業計画書等評価基準及び採点表により、厳正に審査を行う。

(1) 事前審査について

- 次のいずれかに該当する場合は、令和5年度困難な問題を抱える女性への支援の在り方等に関する調査研究事業事務局（以下「事務局」という。）による事前審査において不採択とする。
 - ア 事業内容が「2」に定める対象業務と明らかに合致していない場合
 - イ 事業内容が営利を目的とする事業の場合
 - ウ 財務諸表等の会計書類から法人の経営状況に深刻な問題があると判断される場合
 - エ 「8」に定める提出書類が全て提出されていない場合
- また、次のいずれかに該当する場合は、応募書類を受け付けず書類を返却する。
 - ・ 法人格のない団体が応募している場合
 - ・ 複数の団体が連名で応募している場合
 - ・ 「10」の期限を過ぎて提出書類が提出された場合

(2) 検討委員会による審査について

応募のあった事業のうち事前審査において問題がないものについては、検討委員会において総合的に評価を行い、その結果に基づき、採否を決定する。

5 応募に当たっての留意事項

(1) 応募主体について

「1」によること。

(2) 採択後の事業の進め方について

事業採択後は、厚生労働省社会・援護局総務課女性支援室（以下「女性支援室」という。）と事前に協議を行ってから事業を開始するとともに、事業開始後においても、事業の遂行に当たっては、適宜、女性支援室と協議を行うこと。

（3）その他

- 事業実施計画書等は、審査後も返却は行わない。
- 事業実施計画書等の作成に要する経費は負担しない。
- 提出する事業実施計画書等の案は、1提案者につき、1点とする。
- 提出期限を過ぎてからの提出書類の追加提出や差し替えは認めない。ただし、事務局からの指示に基づくものは除く。

6 所要額内訳書の作成に当たっての留意事項

（1）人件費について

- 本業務を実施するに当たって必要となる人件費を対象とし、団体の理事、取締役等の役員報酬は、補助の対象外とする。
- 人件費の積算は、団体の内規に従って積算すること。（当該内規資料は、応募の際に併せて提出すること。）

（2）諸謝金について

- 諸謝金の積算は、事業目的との関連性を明確にするため、回数や人数等まで明記すること。（例：審査委員会 ○,〇〇〇円×〇人×〇回=〇〇,〇〇〇円）
- 諸謝金の積算は、団体の内規に従って積算すること。（当該内規資料は、応募の際に併せて提出すること。）

（3）旅費について

- 先進地等の視察を目的とした旅費は、補助の対象外であること。
- 旅費の積算は、事業目的との関連性を明確にするため、回数や人数等をできる限り具体的に記載すること。（例：東京→大阪(新幹線) ○,〇〇〇円×〇人×〇回=〇〇,〇〇〇円）
- 旅費の積算は、団体の内規に従って積算すること。（当該内規資料は、応募の際に併せて提出すること。）

（4）借料及び損料について

- 事務所、駐車場等の賃料については、補助の対象とする。

（5）その他

- 消耗品費の品目、単価及び個数を明示すること。
(例：コピー用紙 A4用紙〇〇〇枚×〇個 ○〇〇円×〇個=〇,〇〇〇円)
- 所要額内訳書に対象経費として計上しなければ、後に補助対象経費として認められないため、応募の際に漏れなく記入すること。

- 寄付金その他の収入等を充当する経費(補助金を充当しない経費)には、様式記載の際に下線を引くこと。
- 会計検査院の検査の対象にもなることから、本補助金の収入及び支出状況が判る通帳を適切に管理し、収入及び支出に関係する証拠書類(契約書、旅費等の領収証)については、補助金の額の確定の日の属する年度の終了後5年間、実施団体において保存すること。

7 補助金執行の適正性確保

- 本補助金は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の規定により交付される補助金であり、不適正な使用が認められた場合については、刑事処罰されることがあるので、適正執行に努めること。
- 補助金の管理及び経理の透明化並びに適正化を図るとともに、団体の事業費等の管理及び経理事務に係る負担の軽減を図る観点から、補助金の管理及び経理事務は、団体の所属機関の長に必ず委任すること。(委任状と承諾書のコピーを提出すること。)
- 他の経費(団体の経常的経費又は他の補助金等)に補助金を加算して、1個又は1組の物品を購入したり、印刷物を発注したりすることはできない。
- 本事業について、補助金を他事業に流用する等の不正事実が判明した場合には、当該団体及び不正行為を行った者が属する団体については、最長5年間、本事業の応募を認めない措置をとること。
- 事業の収支報告等の事業実績報告書については、厚生労働省ホームページにおいて公表すること。
- 事業の執行状況及び経理状況を調査するため、事業の実施中又は終了後に厚生労働省職員による現地調査を行う場合があること。
- 事業実績報告には、団体の監事等による本事業の監査結果報告書を添付すること。

(参考)

「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和30年法律第179号)抜粋

(決定の取消)

第十七条 各省各庁の長は、補助事業者等が、補助金等の他の用途への使用し、その他補助事業等に関する補助金等の交付の決定の内容又はこれに附した条件その他法令又はこれに基づく各省各庁の長の处分に違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

8 提出書類 (※提出にあたっては、全てA4用紙片面印刷によること。)

- (1) 令和5年度 困難な問題を抱える女性への支援の在り方等に関する調査研究事業に係る次の書類
- 令和5年度 困難な問題を抱える女性への支援の在り方等に関する調査研究事業への応募について(別紙1) 1部

- | | | |
|---|---------------|----|
| ○ 事業実施計画書（別紙2） | <u>※法人名無し</u> | 7部 |
| ○ 所要額内訳書（別紙3） | <u>※法人名無し</u> | 7部 |
| ○ 事業実施スケジュール表（年間）（別紙4） | <u>※法人名無し</u> | 7部 |
| ○ 人件費、諸謝金及び旅費の支給基準（法人の内規）（様式なし） | | 1部 |
| (2) 法人の概要、活動状況に係る次の書類（地方公共団体は提出不要） | | |
| ○ 定款（様式なし） | | 1部 |
| ○ 役員名簿（別紙5） | | 1部 |
| ○ 法人の概況書（別紙6） | | 1部 |
| ○ 事業報告書等法人の活動状況がわかる資料 | | 1部 |
| → 冊子による提出は不可。（分量が多い場合は、法人の事業実績等を記した主要部分の抜粋のみで可。） | | |
| (3) 法人の経理状況に係る次の書類（地方公共団体は提出不要） | | |
| ○ 令和5年度収入支出予算(見込)書抄本（様式なし） | | 1部 |
| ○ 理事会等で承認を得た直近の財務諸表（貸借対照表、収支計算書、財産目録等）、監事等による監査結果報告書（写）（様式なし） | | 1部 |
| ※ 上記の様式（別紙1～別紙6）の電子媒体については、当省ホームページよりダウンロードすること。 | | |
| (4) 事業実施計画書等の作成に当たっての留意事項 | | |
| ○ （1）において、「法人名無し」としている書類については、法人名、ロゴマーク等を一切記載せず、提案者（事業の一部を委託する場合は、委託先を含む。）が特定できないよう最大限の配慮を行うこと。 | | |
| ○ 事業実施計画書は、令和5年度困難な問題を抱える女性への支援の在り方等に関する調査研究事業に係る事業計画書等評価基準及び採点表を踏まえて作成すること。 | | |
| ○ 事業の一部を委託する予定がある場合については、委託先に係る（2）及び（3）に定める書類を併せて提出すること。 | | |

9 説明会の日時及び参加手続き

- 5月15日（月）13時00分よりオンライン説明会を開催する。
- 参加希望者は5月11日（木）17時までに「12」の問い合わせ先のメールアドレスに連絡すること。（送付する際はメールの件名に必ず「【法人名】説明会参加申込（令和5年度困難な問題を抱える女性への支援の在り方等に関する調査研究事業）」と入れること。）
- 参加方法等の詳細については、事務局より参加申込者に個別に連絡する。

10 提出期限

令和5年5月25日（木）

※ 提出期限を経過して提出された場合は、受け付けない。

11 提出方法

(1) 受付時間

開庁日の10時から12時、13時30分から17時とする。来省する日時は「12」の問い合わせ先へ事前に連絡すること。

郵送（書留郵便に限る。）も可とするが、下記宛に提案書類の受領期限の前日までに到着するように送付しなければならない。未着の場合、その責任は参加者に属するものとし、期限内の提出がなかったものとみなす。

<宛先>

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省社会・援護局総務課 女性支援室 調整係

12 問い合わせ先

厚生労働省社会・援護局総務課 女性支援室 調整係 時松

電話 代表：03-5253-1111(内線4586)

メール：josei-hogo@mhlw.go.jp